

子ども・子育てに関する重点提言

子ども・子育て施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 少子化対策の充実について

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

(2) 新制度への移行を引き続き促進し、教育・保育の場を計画的に整備できるよう、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行及び実施に伴う都市自治体及び事業者の事務負担の軽減を図ること。

(3) 公定価格について、すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

また、地域区分について、地域の実情に即したものとなるよう見直すこと。

(4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、適用範囲の拡大等の一層の支援措置を講じること。

(5) 保育士の確保及び更なる処遇改善を図るため、公定価格における処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減など、人材確保に向けた環境整備を図るため、財政措置の拡充を図ること。

(6) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。

また、「子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡

充を図ること。

- (7) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について、地域の実情に即した十分な財政措置を講じること。
- (8) 地域の実情に応じた子育て支援施策を安定的に実施し、発達障害等の障害を有する児童など、特別な配慮を要する子どもに対する多様な保育サービスを提供するため、専任保育士や保育補助員の配置等、十分な財政措置を講じること。

2. 「新しい経済政策パッケージ」を受けた幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化は、すべて国の責任において実施することを明らかにすること。そのうえで、

- 1) 実施に当たっては、地域の実情に配慮し、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を含めた多様な保育形態があるが、保育の質の確保を前提に、これらの公平性を確保すること。
 - 2) 対象範囲の具体化に当たっては、都市自治体や利用者等の手続きが膨大になる可能性があることを考慮し、地方と十分に協議しながら、可能な限り新たな事務負担が発生しないよう制度設計を行うとともに、十分な財政措置を講じること。
 - 3) 実施時期については、都市自治体の無償化への準備やスケジュール（例規改正、システム改修、保護者への周知等）に支障がないよう十分配慮すること。
 - 4) 対象とする費用については、保育所等の利用料のみではなく、無償化による保育需要の拡大に対応するための施設整備費等に対しても財政措置を講じること。
 - 5) 保育所・幼稚園に多くの税金が投入され、自宅で子育てをしている家庭が恩恵を受けられないという厳しい声が都市自治体に届いていることを踏まえ、在宅育児世帯との公平性についても配慮すること。
- ### (2) 幼児教育・保育の無償化に必要な財源の確保について

子ども・子育て支援施策を確実に展開できるよう、消費税・地方消費税 10%への引き上げを確実に行うこと。それまでの間においても、施策の

推進に支障を来すことのないよう、所要の財源を確保すること。

幼児教育・保育の無償化等の具体化に当たっては、消費税・地方消費税
率引上げにより確保される地方財源を踏まえる必要があることから、地方
自治体と十分に協議を行うこと。

(3) 待機児童の解消について

待機児童の解消は、都市自治体における喫緊の課題である。国において
は、

- 1) 「量」の確保として、ア) 地域ごとに異なる保育需要の実情等に配慮し
つつ、定員の弾力化などにより既存施設を最大限に活用できるようにす
ること、イ) 公定価格における定員超過による減算措置を撤廃または期
限を延長すること、ウ) 無償化により見込まれる更なる保育需要の増加
に対応すること、エ) 待機児童解消後の地域型保育事業の在り方を示す
こと。
- 2) 「質」の確保として、ア) 国の処遇改善制度の更なる充実等により、保
育士の安定的確保を図ること、イ) 研修等を充実し、保育士の人材育成
を図るとともに、負担軽減を図ること、ウ) 認可外保育施設も含め、保
育の質の面からより適切な運営を確保するための仕組みを構築し、地方
に新たな負担が生じることのないよう十分な財政措置を講じること。

3. 子ども医療費に係る全国一律の保障制度の創設について

我が国の将来を担う子どもたちのため、少なくとも未就学児までの子ども
医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

4. 児童虐待防止対策及び支援施策を強化するための一層の支援について

児童虐待防止対策及び支援施策を強化するため、職員の研修体制の整備、
専門職配置のための財政措置の拡充、児童相談所設置に当たっての適切な支
援措置等、総合的な対策の充実を図ること。